

議案第27号

寒川町青少年問題協議会条例の一部改正について

寒川町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

寒川町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴い、条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

寒川町青少年問題協議会条例（昭和35年寒川町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

寒川町青少年問題協議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項については、<u>規則</u>で定める。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項については、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>